

赤色：あなたが記入する部分

青色：解説している部分（記入不要）

別記様式第三（第2条第3項関係）

事業所が岩国市に所在する場合は、岩国市長

和木町に所在する場合は、和木町長宛てとなります。

南海トラフ地震防災規程送付書（記入例）

岩国市長又は和木町長
〇 〇 〇 〇 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 岩国市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

該当しない文字を横線で消す。

氏名 〇 〇 〇 〇 印

作成

南海トラフ地震防災規程を したので、南海トラフ地震に係る地震防災対
~~変更~~

策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により届け出ます。

施設又は事業の名称

〇〇〇〇〇〇株式会社

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する
特別措置法第8条第1項第〇号該当）

施設の場合にあって
は当該施設の所在地

岩国市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

※ 注記

次頁の 1 から 9 に該当
する番号を記入する。

施設又は事業の概要

事務所

消防計画書に添付する
場合は、 2 に該当

連絡先

住所

岩国市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

担当の
名称

△ △ △ △

電 話 号
番 号

〇〇-〇〇〇〇

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

※注記：この頁は、南海トラフ地震防災規程送付書「施設又は事業の名称」欄()内の番号を説明する頁です。この頁のプリント及び提出は不要です。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項第※号該当)

下記の法第8条の1から9に該当する番号を記入する。
消防計画書に添付する場合は、2と記入する。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

第8条

前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 1 大規模地震対策特別措置法第2条第12号に規定する地震防災応急計画（同法第8条第1項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項若しくは第8条の2第1項（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程
- 3 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項に規定する危害予防規程
- 4 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第26条第1項に規定する危害予防規程
- 5 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条第1項（同法第37条の7第3項第37条の8及び第37条の10において準用する場合を含む。）に規定する保安規程
- 6 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項に規定する保安規程
- 7 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第27条第1項に規定する保安規程
- 8 石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程
- 9 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの